

産業構造審議会知的財産分科会
第19回弁理士制度小委員会
議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 令和4年3月17日（木）15:57～17:06
2. 場 所： 特許庁庁舎9階庁議室+Web会議室
3. 出席委員： 井上委員長、青木委員、蘆立委員、伊東委員、相良委員、櫻井委員、
杉村委員、高倉委員、南委員、山田委員
4. 議 題： 開会
令和3年弁理士制度小委員会報告書等への対応状況について
閉会

1. 開 会

○瓦吹弁理士室長 定刻より若干早いですが、皆さんお揃いになりましたので、これから始めさせていただきたいと思います。ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第19回弁理士制度小委員会を開催いたします。本日は御多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日、事務局長を担当させていただきます、特許庁秘書課弁理士室の私、瓦吹と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、一部の委員につきましては、Teamsによる参加となっております。この会議室とTeamsで参加される方とは、リアルタイムに音声のやりとりができるようになっております。

御発言の際は、この会議室で御参加の方につきましては、指名されましたら、まずマイクのボタンを押していただき、御発言が終わりましたら再度ボタンを押して消していただくようお願いいたします。また、できるだけマイクを近づけて御発言いただくようお願いいたします。

Teamsで参加されている委員の皆様から御発言をいただく際は、御発言希望の旨をTeamsのチャット欄に御記入いただくか、「手を挙げる」ボタンを押していただきますようお願いいたします。その後、井上委員長から御指名をさせていただきますので、発言を促された後に御発言をいただければと思います。なお、御発言の際にはマイクのアイコンをオンにいただき、御発言が終わりましたらマイクのアイコンをオフにいただきますようお願い申し上げます。

議事に先立ちまして、委員の交代がございましたので、交代された委員を御紹介いたします。日本弁理士会会長・杉村純子委員でございます。

○瓦吹弁理士室長 次に、委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元に配布している委員名簿を御覧ください。本日は、櫻井武志委員、杉村純子委員、南孝一委員が本会議室から御参加いただいております。

また、青木大也委員、蘆立順美委員、伊東正樹委員、相良由里子委員、高倉成男委員、山田真紀委員がTeamsから御参加いただいております。

また、オブザーバーといたしまして、市川ルミ日本弁理士会副会長、太田昌孝日本弁理士会副会長に御出席をいただいております。

本日は議決権を有する8名の委員に御出席をいただいておりますので、産業構造審議会

令第9条に基づき、本日の小委員会は成立となります。

それでは、以降の議事進行を井上委員長にお願いしたいと存じます。井上委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○井上委員長 ありがとうございます。

○井上委員長 それでは、新しく委員となりました杉村委員から、自己紹介も兼ねて一言御挨拶いただければと思います。

○杉村委員 ありがとうございます。日本弁理士会会長の杉村純子でございます。

昨年、この弁理士制度小委員会におきまして、先生方に御議論いただきました農水知財に関しましては、特許庁様のお力添えによりまして、無事に国会を通過することができました。昨年5月に国会を通過し、それ以降、コロナ禍ではございましたが、農水知財関連分野におきまして、知財の活性化を頑張ってやってまいりました。

本日、日本弁理士会の取組等について、御報告させていただきたいと思っておりますが、今後も農水知財、そして中小企業支援に対して、しっかり弁理士会として関与してまいりたいと思っておりますので、ぜひ、いろいろな御意見を頂戴できればと思っております。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○井上委員長 杉村委員、ありがとうございました。

○井上委員長 次に、特許庁を代表して森長官から一言御挨拶をいただきたいと思います。

○森特許庁長官 本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。昨年度の小委員会では、4回にわたって地域経済の担い手である中小企業や農林水産分野における知財の保護や促進という観点から、これらの分野での弁理士さんのさらなる活躍の在り方について御審議いただき、「弁理士制度の見直しの方向性について」と題する報告書をお取りまとめいただきました。皆様の御尽力に改めて感謝申し上げます。

その後、この報告書を踏まえ、昨年5月、弁理士法を改正いたしました。改正法は本年4月から施行されることになります。

中小企業による知財活用の現状ですが、2020年の特許出願件数に占める中小企業の割合は17.5%となっております。年々高まってきてはおりますが、全企業数における中小企業の割合が99%以上であることを踏まえ、中小企業の潜在的な知財活用ニーズは依然として高いと考えられ、今後ますます出願が増えることを期待しております。

また、これまで農林水産事業者が弁理士を活用する機会は少なかったわけですが、今般の法改正により、弁理士業務として農林水産知財業務を行うことができるようになりまし

たので、今後は農林水産事業者と弁理士さんとの関わりも深まり、それに伴って新たな知財活動が進むものと期待しております。

こうした中小企業や農林水産事業者の潜在的な知財活用ニーズに応えるためには、単に制度改正したのみでは不十分であり、特許庁や弁理士側からさらに積極的に働きかけていくことが必要だと考えております。

本日はこれまでにいただいた委員の皆様からの御意見や、本小委員会報告書及び法改正の過程で指摘された附帯決議などにおける検討事項に関して、この1年間における特許庁と日本弁理士会の取組状況をフォローアップしていただくこととしております。

前回の開催から1年ぶりとなります。今一度、弁理士制度に関して忌憚のない御意見をいただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○井上委員長 森長官、ありがとうございました。

○井上委員長 それでは本日の議題に入る前に、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○瓦吹弁理士室長 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。本会場におきましては、第10回弁理士制度小委員会より、紙資源の節約等を理由にタブレットを使用することになりました。使用方法につきましては、お手元に「タブレットの使い方」というペーパーがございますので、そちらを御参照いただければと思います。

資料画面におきましては、御覧いただきたい資料の番号は隅付き括弧の数字で示しております。そちらを適宜御覧いただければと思います。万が一操作でお困りになった場合には、その都度手を挙げていただければ係の者が対応いたしますので、お気軽に合図していただければと思います。

本日の配布資料ですが、座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿、「タブレットの使い方」のほか、隅付き括弧の資料1、資料2、そして参考資料1、参考資料2でございます。このうち、座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿、そして「タブレットの使い方」につきましては、お手元に紙で配布させていただいております。

なお、オンラインで参加されている委員の方もいらっしゃいますので、利便性を考え、今ここに投影しているものになりますが、事務局で作成した各資料を統合し、レイアウトを整えた事務局投影スライドを用いて、事務局からの説明を行わせていただきます。こちらのスライドにつきましても、タブレットで表示可能となっております。

続きまして、新型コロナウイルス対応のため、一般傍聴はウェブ傍聴に限り可能とな

っております。なお、これまでと同様、配布資料、議事要旨、議事録は特許庁ホームページにおいて公開させていただきます。議事録につきましては、委員の皆様方に後日、内容を確認していただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

2. 令和3年弁理士制度小委員会報告書等への対応状況について

○井上委員長 それでは議題に入りたいと思います。本日の議題は「令和3年弁理士制度小委員会報告書等への対応状況について」でございます。

説明の順番でございますが、今回の小委員会は昨年取りまとめた報告書等のフォローアップが主題でございますので、最初に資料1について事務局から、そして次に資料2について日本弁理士会から、それぞれ御説明をいただきます。その後、まとめて自由討議を行う形で議事を進めてまいります。

それではまず資料1について、事務局から御説明をお願いいたします。

○瓦吹弁理士室長 それでは、事務局から資料1について御説明させていただきます。資料1では、昨年度、委員の皆様にご審議をいただきました弁理士制度小委員会報告書と、報告書での御指摘を受けて行いました弁理士法改正の概要について御説明させていただきます。

まず、令和3年弁理士制度小委員会報告書の概要について御説明させていただきます。昨年度の弁理士制度小委員会での審議の概要でございますが、我が国は地域経済の担い手である中小企業や農林水産分野における知的財産の保護・活用に取り組んでおります。この分野での弁理士のさらなる活躍が期待されている中、弁理士が知財の総合サービスを提供できる資質・能力を身につけることや、知財に不慣れな事業者が安心して相談できる環境を整備することが求められておりました。

このような問題意識、さらには令和2年12月の特許制度小委員会での議論を受けまして、本小委員会において委員の皆様にご議論いただき、中小企業への対応、農林水産分野への対応、相談しやすい環境の整備、裁判所による第三者意見募集制度に関する対応の4点につきまして、今後の対応の方向性を御提示いただきました。

まず、1つ目の柱である中小企業への対応でございます。一部の中小企業では知財に対

する取組が進んでいるものの、依然として多くの中小企業では知財の活用に課題を抱えております。中小企業の知財支援において弁理士がさらに活躍するために、大きく3点、今後の対応について御指摘いただきました。

まず1点目として、中小企業支援に関する弁理士の知識・能力の強化です。特にコンサルティング業務については、座学の研修だけでは不十分であり、実際のコンサルティングの現場での経験を積むことが重要ですので、そのような経験を積む機会を増加させることを御指摘いただきました。

次に2点目として、これまで弁理士と関わりの少ない中小企業が弁理士を探しやすくなるよう、弁理士へのアクセス性、マッチング機能の向上を図ることについてです。特に弁理士ナビを中心とする検索サービスの充実化や、コロナ禍で需要が高まっておりますオンライン相談を安心して行えるような環境整備を御指摘いただいております。

3点目は、中小企業の潜在的な知財や弁理士へのニーズを掘り起こすため、中小企業支援に関与する他機関・他専門家との連携を強化すべきとの御指摘をいただいております。

次に2つ目の柱でございますが、農林水産分野への対応でございます。我が国は農林水産品の海外輸出促進に取り組んでおりますが、農林水産事業者の間では、海外輸出に必要な知財保護に対する意識や、知財に関する相談を行う専門家としての弁理士の認知度が低いという課題がございました。このような課題への対応といたしまして、大きく3点、御指摘をいただきました。

まず1点目でございますが、農林水産分野における弁理士や弁理士業務に対する認知度の向上でございます。特に、ニーズが顕在化していた植物の新品種や地理的表示についての海外出願支援業務及び相談業務を弁理士業務として追加すること、農林水産事業者への知財の普及啓発を行うことの2点について御指摘をいただいております。

次に2点目でございますが、これまで弁理士と関わりの少なかった農林水産事業者が弁理士を探しやすくなるよう、弁理士へのアクセス性、マッチング機能の向上を図ることでございます。特に農林水産事業者の支援者との関係強化、また弁理士ナビ及び日本弁理士会ウェブサイトの充実化を中心とするアクセス性の向上について御指摘をいただいております。

3点目でございますが、弁理士に対するニーズの大きい、特許、商標等を含めた総合的な知財制度の知見に基づく助言を行えるよう、研修を通じて弁理士の知財ミックスに関する能力向上を図るべきとの御指摘をいただいております。

次に、3つ目の柱である相談しやすい環境の整備でございます。中小企業・農林水産事業者をはじめとしまして、これまで弁理士と関わりの少なかった事業者でも安心して相談できる環境の整備が求められておりました。このような課題に対する対応として2点、御指摘をいただきました。

まず1点目でございますが、一人法人制度の導入でございます。これまで特許業務法人の設立・維持につきましては二人以上の社員弁理士が必要でしたが、弁理士が一人になった場合に事業承継が行われないと、ユーザーに不利益が生じる懸念がございました。そのため、弁理士が一人でも法人の設立・維持を可能とするよう御指摘をいただいております。

加えまして一人法人制度の導入により一人法人が乱立しますと、法人を大規模化することでユーザーの多様なニーズに応えられるようにするという法人制度のそもそもの目的が達成されないという恐れもございました。そのため、引き続き法人の大規模化を促進する取組を行うべきとの御指摘もいただいております。

さらに、一人法人制度導入後も、唯一の社員である弁理士が欠亡した際に事業承継が行われないと、ユーザーに不利益を生じることが懸念されますので、事業承継への対応を検討すべきとの御指摘もいただいております。

2点目は、法人名称の変更でございます。これまで弁理士が設立する法人の名称は「特許業務法人」でしたが、ユーザーに対して、特許以外の業務を行わないのではないかとという誤解を与え、相談機会が失われているとの懸念がございました。そのため、他土業の状況も踏まえつつ、「弁理士法人」と名称変更するよう御指摘をいただいております。

加えまして、現存する法人やユーザーに対して周知を図ること、名称変更に伴う諸手続が完了できるよう十分な移行期間を確保することについて御指摘をいただいております。

最後に、4つ目の柱である裁判所による第三者意見募集制度に関する対応でございます。令和2年12月の特許制度小委員会におきまして、特許法及び実用新案法に「第三者意見募集制度」を導入することが検討されたため、これを受けまして、弁理士業務に係る対応について御議論をいただきました。

その結果、第三者が提出しようとする意見の内容に関する相談業務を弁理士業務として追加すべきとの御指摘をいただいております。併せて、意見を提出する際の書面作成等は弁護士の専権業務に当たりますので、弁理士が応じることのできる相談の範囲は、特許法及び実用新案法の適用に関するものに限る旨について周知すべきとの御指摘をいただいております。

簡単ではございますが、令和3年弁理士制度小委員会報告書の概要でございました。

続きまして、令和3年弁理士法改正の概要について御説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、法改正の経緯概要でございます。昨年3月2日の閣議決定を経まして、4月に衆議院、5月に参議院で御審議をいただき、昨年5月21日に公布され、本年4月1日より施行予定でございます。

弁理士法改正の概要でございます。先ほど弁理士制度小委員会報告書の概要で御説明をさせていただきました部分と内容が重複いたしますが、改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

改正項目につきましては、大きく4点でございます。まず1点目でございますが、農林水産知財に関しまして、植物の新品種及び地理的表示に関する海外出願支援業務、相談業務を弁理士の標榜業務として追加しております。加えて、日本弁理士会法改正説明会や研修を通じまして、農林水産知財制度の基礎、また弁理士として行える業務範囲について周知をさせていただきました。

2点目として、弁理士が一人でも法人の設立・存続が可能となるよう法改正を行っております。こちらにつきましても、日本弁理士会法改正説明会や研修を通じて、一人法人制度について周知をさせていただきました。

3点目として、弁理士が所属する法人につきまして、法人名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更する法改正を行いました。これに加えまして、名称変更に伴う諸手続の完了のための猶予として、1年間の移行期間を確保させていただきました。さらに、日本弁理士会が会員向けに作成しております名称変更マニュアルに、特許庁内の手続に関する情報を取りまとめて提供しております。

4点目として、裁判所による第三者意見募集制度に関する相談業務を弁理士業務として追加しております。こちらにつきましても、日本弁理士会法改正説明会や研修を通じまして、弁理士として行える業務範囲について周知を行いました。

法改正の過程におきまして、国会からいくつか御指摘をいただいておりますので御報告をさせていただきます。まず国会答弁でございますが、農林水産知財の国内出願に関する書類作成業務を弁理士が行うと、行政書士法違反及び弁理士法に基づく懲戒処分の対象となり得ることや、そのような事態を未然に防ぐために関連法令の知識を習得できる研修を行うよう御指摘がございました。

これに加えて、衆議院・参議院両方から附帯決議が出されております。附帯決議では、農林水産事業者が弁理士との相談機会を確保できるよう相談窓口を設けること、関係法令遵守の観点から、行政書士等の専門家や農林水産関連団体等との連携を図ること、同じく関係法令遵守の観点から、研修を通じて弁理士の資質向上を図ることの3点につきまして御指摘をいただいております。

簡単ではございますが、以上となります。

○井上委員長 ありがとうございます。

続きまして、資料2について、日本弁理士会から御説明をお願いいたします。

○杉村委員 日本弁理士会会長・杉村でございます。このような説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

副会長の市川から説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○市川日本弁理士会副会長 副会長の市川です。これから、令和3年度日本弁理士会の取組について御説明させていただきます。

このスライドにあるとおり、令和3年2月にまとめられました弁理士制度の見直しの方角性についての弁理士制度小委員会の報告書に対応した4つの柱であります、中小企業への対応、農林水産分野への対応、相談しやすい環境の整備、裁判所による第三者意見募集制度に関する対応のそれぞれについて、日本弁理士会の取組の概要を御説明させていただきます。

まず、1つ目の柱であります中小企業への対応について、令和3年度日本弁理士会の取組について御説明させていただきます。報告書において、中小企業支援に関する弁理士の知識・能力の強化に関し、中小企業支援に関する経験機会の充実と、中小企業支援に関する研修の充実といった御指摘をいただきました。

これらの御指摘に関する取組を御説明させていただきます。スライドの左側を御覧ください。令和3年度は会員の研修システムを変えて、ライブ配信研修を実施できるようにいたしました。そしてライブ配信研修と、従来からあるオンライン研修でありますeラーニングを活用し、スライドの左側の下部に記載している一例のような、中小企業支援等に資するコンサル関連研修を充実させていただきました。

また、こちらのグラフにお示ししますとおり、中小企業支援等に資するコンサルティング関連研修はコロナ禍前の水準近くまで科目数を回復させ、また、受講者数をコロナ禍前より増加させることができました。特にライブ配信研修を実施できるようにしたため、地

方の弁理士も研修を受講することができたことが増加した要因だと考えております。

スライドの右側を御覧ください。令和3年度日本弁理士会におきまして、これまで集合研修でのみ実施してきた知財経営コンサルのOJT・ケーススタディ研修プログラムの座学研修パートのeラーニング化を迅速に行い、会員がいつでも弁理士研修システムに接続して研修を受講ができるように対応するとともに、地方の弁理士もこれらの研修をすぐに受講できるようにいたしました。

グラフに平成27年度以降の中小企業支援に関する研修プログラムの受講者数の推移を示しております。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で研修プログラムを実施することができませんでしたが、本年度は研修プログラムのeラーニング化によって受講者数をコロナ禍前より増加させることができました。また、eラーニング化した座学研修に加え、企業訪問を模した模擬演習や、実際に企業訪問を行ってのコンサルティング研修を充実させました。これにより地方を含む全ての弁理士の知識、能力の強化を図るよういたしました。

次のスライドの左側を御覧ください。令和3年度日本弁理士会におきまして、中小企業庁から発行された「知的財産取引に関するガイドライン」や、当会で作成しました知財経営コンサルティングマニュアル、また弁理士知財キャラバン事例集など、中小企業支援に資するコンテンツを会員全員に周知させていただきました。これらのコンテンツは会員専用サイトであります電子フォーラムからいつでも確認をして、ダウンロード可能としております。

さらに、これらの中小企業支援に資するコンテンツを解説する研修をeラーニング化することにより、会員の知識・能力の向上を図るようさせていただきました。

スライド右側の上部を御覧ください。令和3年度は日本弁理士会の経営センターにおいて、弁理士知財コンサルティング事業、弁理士会では知財キャラバンと呼ばせていただいておりますが、この事業を実施しまして、コンサルティング弁理士のほか、オブザーバー弁理士の同行を2人まで認め人材育成を図っております。

また、本年度はまん延防止措置や緊急事態宣言のコロナ禍において実施が厳しく、なかなか件数を増やすことが難しい状況ではございましたが、4月から12月におきまして合計42件の支援を実施させていただきました。

また、関東経済産業局が主催する「標準化支援事業（伴走支援）」への中小企業に対する専門家派遣を実施させていただきました。

そのほかにも、例えば総務省のBeyond 5G事業への中小企業に対する専門家派遣を実施させていただきました。

スライド右側の下部を御覧ください。国際関連研修については令和3年度ライブ配信研修の充実を図るとともに、eラーニングに継続的に新規コンテンツを投入し、最新の情報を会員に提供するようにいたしました。

国際関連研修の科目数と受講者数の直近3年間の推移を、こちらの表でお示ししております。令和3年度は12月24日時点の9カ月ではございますが、こちらに数字を入れさせていただいております。なお、この表は弁理士単独の研修のみの統計となっております、例えばシンガポールですとか、他国の弁理士会等の知財関連団体との合同研修は含まれておりません。このような合同研修についても多くの会員が受講しております。

次のスライドをお願いいたします。報告書において、弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上に関し、弁理士検索サービスの一層の充実化とオンラインによる相談対応の推進といった御指摘をいただきました。これらの御指摘に関する取組について御説明させていただきます。

スライドの左側の上部を御覧ください。令和3年度日本弁理士会のウェブサイトの中にあります中小企業向けのウェブサイトについて、今まで制度の説明が中心だったところ、課題アイコンクリックで解決策を表示するような「課題解決アプローチ形式」として改修しているところで、令和4年4月公開予定でございます。

スライド左側の下部を御覧ください。日本弁理士会の各支部、各地域会のことですが、各支部で実施する常設相談室にオンライン相談を導入し、各支部のウェブサイトのフォーム等により相談予約を可能とし、オンライン相談を拡充させました。

また、「オンラインで行う相談等に関するガイドライン」を作成し、全会員に周知し、本ガイドラインを説明する研修会を実施しました。なお、令和3年8月に実施した調査では、回答者の65%がアフターコロナにおいても、ウェブ会議システムを用いたクライアントとの面談を継続したいという回答でございました。

スライドの右側を御覧ください。弁理士検索サービスの一環として、企業や個人に対し、依頼内容に応じた弁理士を複数紹介する、いわゆる弁理士紹介制度を構築しました。個人からの問い合わせに対応するとともに、支援機関からの要請にも対応することが可能でございます。現時点で関東会、東海会、関西会で運用を開始し、全国展開について検討中でございます。この弁理士紹介制度の導入により、特に弁理士を探している中小企業から弁

理士へのアクセス性が大幅に向上し、マッチング機能を向上するようにいたしました。このスライドで関東会における弁理士紹介制度のフローをお示ししておりますが、現時点で関東会においては週2～3件のアクセスがございます。

さらに、ここには記載しておりませんが、弁理士ナビでは日本地図をクリックすると市区町村レベルで事務所や弁理士を検索できるように工夫しております。これ以外に各支部のウェブサイトにおいて、独自の弁理士検索ページを設置しており、各地方の方々から好評と聞いております。今後も御要望に応じて、弁理士ナビの改修を検討していきたいと考えております。

次のスライドをお願いします。報告書において中小企業支援に関与する他機関や他専門家と弁理士との連携強化に関し、金融機関、他専門家等との連携強化、関係府省との緊密な連携と中小企業支援の取組の見直しの御指摘をいただきました。これらの御指摘に関する取組を御説明させていただきます。

スライド左側の上部を御覧ください。従来、中小企業支援に対し、弁理士会のどこに問い合わせたらよいかわかりにくかったことから、「J P A A知財サポートデスク」を設置し、中小企業支援機関からの知財、弁理士に対する要望や相談を一元的に受け付ける窓口を設けました。例えば、個別の相談対応、勉強会への講師派遣、支援機関の相談に同席する弁理士の派遣、支援機関及び企業を対象としたセミナーの開催といったサービスを提供しております。

スライド左側下部を御覧ください。日本商工会議所、地銀協会、第二地銀協会等のさまざまな中小企業支援機関等に対し、当会の中小企業支援策を説明するとともに、協業等について意見交換を実施し、今後も継続的に連携を進めていきます。

スライド右側上部を御覧ください。各地域において金融機関や弁護士、公認会計士、中小企業診断士等と連携しました。金融機関の関係者に対するアプローチの結果、金融機関だけでなく、金融機関の顧客も対象とし、令和3年12月までに全国で約260件のセミナー、個別の相談対応等を実施しました。

スライド右側下部を御覧ください。中小企業庁、特許庁、総務省、各経済産業局を中心に、例えば全国の商工会に対する当会の支援策を周知したり、中小企業大学校における知財関連カリキュラムを当会が担当し、関係府省と連携して中小企業支援を強化いたしました。また、各府省からの弁理士派遣依頼等へ対応をさせていただきました。

次のスライドをお願いします。

次に、2つ目の柱であります農林水産分野への対応について、令和3年度日本弁理士会の取組を御説明させていただきます。報告書の指摘事項については、ここのスライドに記載させていただいたとおりでして、これらに対する取組を御説明させていただきます。

スライドの左側を御覧ください。会員が農林水産知財の基礎的知識を習得するために特許庁と農林水産省の方を講師にお招きして、農林水産知財に関する内容を含む研修である「令和3年度弁理士法及び特許法等改正説明会」を必修化し、この必修研修の受講を全弁理士に義務付けました。また、新しく弁理士試験に合格した方々への研修である実務修習でも説明させていただいております。この必修研修については令和3年11月にライブ配信研修を行い、同12月よりeラーニングの配信を開始いたしました。2月末時点で3861人、約33%が受講を完了しております。

スライド右側の上部を御覧ください。まずは、農業法人等が有する知財に関する課題を把握し、農業分野における知財の普及を図るべく、約40の農業法人等との個別会合を実施しました。実際に農業法人等にアプローチした数はこれよりも多かったのですが、コロナ禍で実施が難しいながらもウェブ等を活用しながら、できる限りの会合を実施させていただきました。

スライド右側の下部を御覧ください。セミナー“九州発「食」の海外展開に向けて”を農政局等と共催で開催いたしました。セミナーでは当会の弁理士が当会の取組等を紹介するとともに、パネルトークのモデレーターを担当しました。これとは別に現在、佐賀県より農水知財に関する支援の要望が当会にあり、具体的に検討を進めているところです。

次のスライドをお願いします。こちらはトップ会談を実施した旨の説明をさせていただいております。

その次のスライドをお願いします。スライドの左側上部を御覧いただければと思いますけれども、農水知財特設サイトを設置させていただいております。また、今までのヒアリングに基づいてQ&Aを追加するような改修も行っております。

また、その下にありますとおり、普及指導員に対する研修での講演等も実施しております。

また右側にございますとおり、無料相談窓口を設置させていただいておりますが、こちらはホームページを介した相談件数になっておりまして、各支部での相談件数が秘密保持等の関係でお示しすることができておりませんので、その点、お伝えさせていただきたいと思います。

次のスライドをお願いします。こちらに記載させていただいたとおり、農林水産分野に関する点につきましても、弁理士ナビを改修させていただいております。

次のスライドをお願いいたします。こちらは農林水産分野の知財ミックスに関する弁理士の知識・能力の強化としまして、応用・専門的な研修の実施として、ライブ配信研修やeラーニングなどのコンテンツを増加させております。

次のスライドをお願いします。次に3つ目の柱であります、相談しやすい環境の整備としまして、一人法人制度を導入させていただいた点につきましても、必修研修で制度の改正を説明しております。

また、マッチングセミナーで連携・規模拡大を推進させていただいております。

また、「法人の手引」等も刷新中でございます。

お時間が近づいてまいりましたので少し駆け足でさせていただきます。次のページはハンドブックを公開しているという御説明になりますが、これは会員のほうで、いつでもハンドブックを見られる状況にしているということでございます。

次のページをお願いいたします。特許業務法人から弁理士法人への法人名称の変更といたしましても、このスライドに示しておりますとおり、メールで周知し、説明会を開催し、この3月にガイドブックを発行しております。

次のスライドは、その説明の資料となります。

次のスライドは、4つ目の柱の裁判所による第三者意見募集制度に関する対応でございます。こちらにも必修研修を実施しております。ここに記載しておりますさまざまな方法で会員に周知をさせていただく予定でございます。

最後に、国会附帯決議等に関する対応について御説明させていただきます。まず、こちらのスライドの上を書いております指摘事項に対しまして、「関係省庁等が相談窓口を設ける」と書いてありますが、自主的な取組としまして、農水知財特設サイトを設置・改修しております。また、無料相談窓口を設置しております。

その下の御指摘に関しまして御説明させていただきますと、スライド7ページで御説明したとおり、農業法人などへの個別会合を通じてニーズなどのヒアリングを行いました。ヒアリングの結果、知財に関する課題を把握し、農林水産省が製品の輸出等に力を入れていることがわかり、国際関連業務のニーズが多いことがわかりました。

そういう実態があるため、利用者の利便性の向上を図り、ワンストップサービスを実現するため、相談内容に応じ、個々の弁理士が他の士業など、例えば弁護士、中小企業診断

士、税理士、公認会計士、司法書士、社会保険労務士、行政書士などと連携を図るものと認識しております。

また、スライド8ページで御説明させていただいたとおり、農林水産関連事業者団体への知財に関する普及・啓発を実施し、またスライド7ページ、11ページで御説明させていただいたとおり、研修の充実により弁理士の資質向上を図る取組も行っております。

以上、少し長くなりまして申し訳ございませんでした。以上となります。

○井上委員長 ありがとうございます。極めて充実した内容について、わかりやすく御説明いただいたと思います。

以上の御説明を含めて、報告書への対応状況について、事務局において参考資料2としてまとめていただきました。こちらも御参照いただきつつ、議論に移りたいと思います。御自由に御意見をお伺いしますということになっておるんですけども、時間も限られておりますので、御発言を待つというよりは、順番に指名させていただきまして御意見を伺い、また、日本弁理士会からのコメントにつきましては、最後にまとめてお願いすることにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、あいうえお順で恐縮でございますが、オンラインで参加いただいている青木先生から御発言をお願いできますでしょうか。

○青木委員 聞こえますでしょうか。

○井上委員長 すみません、トップバッターで申し訳ないです。

○青木委員 いえいえ、よろしくお願いいたします。

今回はフォローアップかと思いますが、若干気になっておりましたのは特許業務法人のお名前の変更のところ、このあたり、コスト面もありますし、結構いろいろ大変ではないかと思われましたので、名称変更の手続が円滑に進むよう、引き続き取り組んでいただければと思います。

私からは以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

それでは、こちらもオンラインからの参加ですが蘆立委員、お願いいたします。

○蘆立委員 ありがとうございます。私からは、農林水産関係分野に関して一言コメントしたいと存じます。

農林水産関係分野は特に複数の知財の法律が関わる分野ですので、効果的な権利取得や保護に関しては、総合的な見地からの助言が非常に重要になっていると思いますし、かつ

弁理士の方々にその点も非常に期待されている部分かと思えます。

研修で基礎的な知識も習得していただいているというのは、もちろん非常に重要な点なのですが、総合的な見地からの助言能力等に関しても獲得できるような研修等の充実を、さらに進めていただければなと思えます。

それから、依頼者の利便性のお話がありましたが、知財に不慣れな依頼者の方にとっては、ワンストップで総合的な助言・対応をしていただけるとというのが非常に重要な観点かと思えますので、今、お話があったように関連する士業、行政書士や弁護士など、場合によっては税理士の方等とのスムーズな連携を、ぜひ進めていただければと思っております。

以上です。

○井上委員長 蘆立委員、ありがとうございました。

それでは次に伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員 伊東でございます。丁寧かつ、また多岐にわたり説明いただきましてありがとうございます。非常にわかりやすくよかったですと思えます。

私からは1点ですが、マッチングのところでございます。いろいろと中小やポータルサイトをつくってやっているところがありますが、実際私が見る限り、まだ弁理士ナビとか、その辺が大きく変わっていないところもあって、またこれからと思えます。素人に弁理士という仕事を理解してもらうのはなかなか難しいと思えますので、そこはうまく弁理士の業務や選びやすいやり方を、予算の関係もあると思えますけれども、その辺はユーザーに使いやすいものを提供していただくといいかなと思えます。

それからもう1つ、農業との絡みもあるのですが、地方は各地域の会、東海会や関東以外にも地方のほうに対して、しっかり地域密着でやっていただくのは非常に大事なことかなと思えますので、全国レベルでこういう活動を広げていただくように、よろしく願います。

私からは以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

それでは相良委員、お願いいたします。

○相良委員 御説明ありがとうございました。私からは、裁判所による第三者意見募集制度に関する対応の部分に関してです。せっかくできた制度ですので、これから活用されていくと良いと思っておりますが、弁理士の先生方の業務範囲の部分については、改正の経緯のときにも議論があったとおり、どうしても弁護士業務と弁理士業務の境目に入って

る業務になりますので、その点を十分にご留意いただきたいと思います。弁理士会の御説明のスライドによれば、必修研修を実施していただけるということですが、その際には、裁判所への意見提出の際に、弁理士が代理人として意見書の作成ができるわけではない、というところを、弁理士の先生方は御理解されている部分かもしれませんが、特に依頼する側にとって、相談業務と書類作成業務の境目は非常にわかりにくい部分でもありますので、その部分を依頼する方にきちんと説明するように、研修の中でもきちんと言及していただきたいと思います。

相談の範囲は特許法と実用新案法の適用に限られますという部分が、単純に法律の範囲が特許法と実用新案法だけです、ということ述べているようにも見えるわけですが、どちらかというと、相談業務だけです、というところを強調していただくことが必要になるかと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

それでは次に櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員 私も今年でこの弁理士制度小委員会、8年目ということで、中小企業の代表として意見をさせていただきました。特にここ1～2年、最初に入ったときは古谷会長のときだったのですが、まだ中小企業に対する認識は、やる、やると言っているながらの感じの印象がありまして、やっと進んできていただいて、特に今回につきましては弁理士の紹介制度が、特に弁理士会の関東会と、こちらに来ていらっしゃる東京都の知的財産総合センターさんとの紹介制度がかなりうまくいっている。

そういう取組をしていただければ、17.5%という特許の数ですが、それが増加傾向ということで、大企業が少なくなっている方向ですから、弁理士さんはうまくいくともっともっと伸びていくと。日本の中小企業の技術の底上げということではすごく大事なことだと思いますので、全国展開を検討されていますが、それをもっと積極的にやっていただければと思います。

もう1点、一人弁理士さんについての法人化をきちんと決めていただいて、その事業継承もちゃんとやっていただきたい。特に中小企業についてはその辺のところ途切れてしまうことがありますので、ますますそういうところをやっていただければと思います。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

それでは高倉委員、お願いいたします。

○高倉委員 ありがとうございます。今回の法改正、非常に難しい法改正ではなかったかと思いますが、特許庁をはじめ関係者の皆様方の御尽力によって、このような立派な法改正ができたことを、関係者の一人として心から感謝を申し上げます。また、弁理士会においては着実に実行の準備を進めているということを知りて安心をし、なおかつ大変難しいところもあったんだろうなと思っております。

弁理士会のこれまでの進め方について、特に異論はないのですが、こういったところをもう少しやったらどうかという観点から一つコメントを申し上げるとすると、農水知財の関連ですが、最後のほうのスライドの中にもありましたが、相談窓口のサイトを設けたり、相談窓口を設けるという話もありました。非常に必要なことだと思うのですが、実は2018年だったか2～3年前に、特許庁の弁理士室で調査をした際の農業関係者に対するヒアリングの結果、弁理士と一度も相談したことがない方たちに、「その理由は何ですか」と問うたところの答えは、実は7割、68%や70%近くの方たちが、「依頼する案件がなかった」と答えているんですね。しかし、実際には案件はあるはずなのに、案件に気がついていないというところが、私は実態ではないかと思うんです。

ということは農業の現場の方たちは、自分たちには依頼する案件がないと思い込んでいる方たちが多いため、相談窓口やサイトを設けるだけではなかなかニーズの発掘に至らない。むしろ弁理士サイドのほうから現場のほうに出かけて行って、例えば「ここに商標の登録ニーズがありますよ」とか、「これって特許で保護できますよ」ということを気づかせるような働きかけをもう少し強くしていかないと、本当の農水知財を活用した地域おこしはできないんじゃないかなという気がしますね。ぜひ、積極的な働きかけという観点から、さらに努力を進めてほしいなど。

その一つは、他の士業との連携もあると思うんですね。知財という切り口だけで迫っていても、なかなか新しいニーズが出てこないなら、例えば社労士、あるいは営農指導員と連携し、より幅広い切り口からアプローチしていくことによって、思わぬ知財のニーズが出てくる可能性もあると思うんですね。

2018年の同じ時期に特許庁の弁理士室が調査した結果によると、地域の農業関係者に「どういった専門家に相談しましたか」と聞くと、意外と多いのが、えっと思ったんですけども、税理士、社労士、営農指導員という専門家への相談が非常に多いんですね。つまり、農業の経営や農業の技術指導を求めるとか、あるいは税の関係などで相談するということ

で、いわゆる専門家に相談するということはあると思うんです。

ということは、弁理士さんもこういう方たちとタッグを組むことによって積極的に働きかけ、総合的なコンサルや、総合的なニーズを聞きながら、その中で弁理士としてのコア業務である登録業務に結びつけて仕事を発掘していく。その中で弁理士ならではの総合的なコンサルを幅広くやっていく。

今回の法改正によってさまざまな標榜業務についても規定されましたが、例えば海外展開についてアドバイスするとか、こういった積極的な働きかけをどしどし強めていってほしいと。そのためには近隣の士業とのチーム、タッグを組んで積極的な働きかけを進めていく。こういったところを既にいろいろ試みているとは思いますが、より一層強化していただければいいのではないかなと思いました。

以上でございます。

○井上委員長 高倉委員、ありがとうございました。

それでは南委員、お願いいたします。

○南委員 それではあまり時間もないですので、簡潔に2点コメントさせていただきます。

1点目は弁理士会さんになのですが、弁理士会の御報告をお伺いして、このコロナ禍でありながら、さまざまな問題に非常に精力的に取り組んでおられると。そこはよくわかりました。ただ、その中でも農水知財と裁判所による第三者意見募集制度については、先ほど相良委員からもありましたが、他士業との連携、あるいは業務分担が非常に重要なことだと思います。したがって、この点についてはぜひ、会を挙げてきちっと取り組んでいただきたいと思います。

次に2点目ですが、これは特許庁さんをお願いというかあれなんですけれども、これは私の個人的な印象かもしれませんが、これまでの弁理士制度の見直しについては、弁理士の活動領域の拡大や明確化について、ちょっと重きが置かれていたのかなという感じがします。しかし、昨今の知財の環境は、それこそAIなどの新技術の台頭や、あるいはビジネスにおける知財の重要性がますます増している中で、やはり知財の重要性がどんどん変化してきていると思います。

したがって特許庁さんにおかれましては、出願人や発明者やさまざまなステークホルダーにいろいろとヒアリングをしていただいて、そういった中で弁理士さん、あるいは弁理士制度に今後何が必要とされているかを把握されて、それでこの委員会に問題提起をされてはいかがかかなと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○井上委員長 ありがとうございました。

それでは山田委員、お願いいたします。

○山田委員 横浜地裁・山田です。充実した対応について詳細に御説明いただきまして、ありがとうございました。2点ほど、感想レベルになってしまっていて恐縮ですがコメントいたします。

1点目は、裁判所に関係ある第三者意見募集制度の関係ですが、これは今、私、知財を離れておりますのですぐに対応することはないのですが、裁判所として適切に対応していかなければいけない問題だと思っておりますので、弁理士の方々とも協力してやっていくことになるかなと思っております。

2点目が、ほかの方の御意見にもありましたが、中小企業への対応という話で、これは本当に総合力が問われる話になってくるんだろうなと思っておりまして、ここをしっかりとやることで弁理士の方々の地位を確実なものにする、非常に重要な取組なのではないかなと感じた次第です。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございました。

すみません、私の議事進行がうまくなくて終了予定時間になってしまっているのですが、杉村委員から、日本弁理士会のほうでどのような受け止めかというのをお返しただきたいと思います。日本弁理士会からは十分御説明いただいておりますので、特に重要だと思う点だけ御発言いただいて、その他の点についてはまた個別にフィードバック等をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

○杉村委員 ありがとうございます。それでは私から、今まで多数の委員の先生から御意見頂戴いたしましたので、簡単に発言をさせていただきます。

大きく3つございます。まず、中小企業関連ということでマッチングに関する事、それから弁理士ナビに関する事の御指摘をいただきました。これに関しましては現在、先ほど市川副会長からも御説明申し上げましたように、各地域に密着した形でのマッチングを図るべく、各支部でも弁理士が検索できるようになっております。さらに、今後、皆様からの御要望に応じて改修を随時してまいりたいと思いますので、具体的にこういうことをしてほしいということがありましたら、ぜひ弁理士会に御意見をいただければと思っております。

それから弁理士紹介制度に関しましては、この11月ぐらいから始めたところでございます。これも中小企業の皆様から、例えば、どの弁理士がマッチングするかわからないという御意見もございましたので、私どものほうから積極的に弁理士を紹介させていただくシステムを稼働したところで、利用もかなりございます。今、このシステムについての課題等を抽出しておりますので、対処しながら今後、全国展開をしていく運用を考えているところでございます。

最後の点の農林水産知財に関するところでございます。多数の先生方から御意見をいただきました。今回、相談業務、そして国際業務に関する法改正がございました。これに関しましては附帯決議にもございますように、農林水産事業者等の利用者の利便性向上が一番重要だと思っております。したがって相談内容に応じまして、先ほど多数の先生から御指摘いただきましたように、国際関係ですと弁護士、そして中小企業診断士、税務関係ですと税理士や公認会計士、また司法書士、社会保険労務士、行政書士等の方々と、個々の農林水産の業務内容に応じて、それぞれの弁理士がこれらの他士業の方々と連携をしながら、利用者の利便性向上のために業務を行っているものと認識しております。今後も農林水産知財に関しては弁理士会として推進していきたいと思っております。

現在コロナ禍で、相談業務といっても、農水事業者とヒアリングをすることがなかなか大変ですが、時期を見て、どのような相談内容があったのかということも調査をして、農林水産知財に関する普及を図っていきたく思っておりますので、ぜひ、また御意見を頂戴できればと思っております。ありがとうございます。

○井上委員長 ありがとうございます。

○小見山特許庁総務部長 1点だけ簡潔に。南委員から御指摘のあった、ユーザーを含め、ステークホルダーからしっかり意見を聞いて御報告申し上げるという件は、どのようなやり方ができるかはしっかり考えて、また改めて御相談を申し上げたいと思います。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

それでは、本日は各委員からさまざまな貴重な御意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。最後になりましたが一言だけ、委員長として申し上げます。

令和3年弁理士法改正は他士業団体、あるいは関係省庁、関係機関など多くの皆様の御理解と御協力で実現いたしました。また法改正に当たっては、特許庁には調整に多大な貢献をいただいたとも仄聞しております。昨年度、弁理士制度見直しの方向性について提言

をいたしました弁理士制度小委員会の委員長として、関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

本日の小委員会で、日本弁理士会には法改正を受けた着実な取組を進めていただいていることがわかりました。また日本弁理士会から、今後、取組をしっかりと進めていくという力強いコミットメントもいただいたところでございます。

本日、各委員から有益な御意見を頂戴しておりますので、日本弁理士会には知財ユーザーから寄せられる期待と弁理士の果たすべき使命について改めて認識し、今般の法改正の目的が達成されるための取組を、一層力強く推進していただきたいと考えております。

皆様お忙しいのに時間が超過してしまいまして大変失礼いたしました。それでは、以上をもちまして本日の審議を終了し、産業構造審議会知的財産分科会第19回弁理士制度小委員会を閉会いたします。皆様、長い間、御審議に御協力いただき、貴重な意見を頂戴し、誠にありがとうございました。

3. 閉 会